

個人的な政策論集 #3

あきつしま政策研究会（仮）

2026年2月15日

はじめに

ここでは、個人的な政策に関する論点整理を行なっている。今回が連載の第3回。以下はあくまで個人的な見解であり、特定の団体の見解を代表するものではない。今回は、自由民主党の高市政権が公約に掲げている「経済安全保障戦略」（とその趣旨の「国家安全保障戦略」への盛り込み）について、不完全ながらも個人的な草案を示す。

1 経済安全保障戦略（個人的草案、策定の趣旨のみ）

1.1 策定の趣旨

現在国際社会はかつてない変化の時代に直面している。生成AIをはじめとする人工知能技術の発展など、5年前には考えられなかった技術の進展があり、それに伴って産業のあり方や消費者の行動等も大きく変動している。さらに、ロシアのウクライナ侵略における軍用ドローンの使用など、軍事と民用の境目の形骸化も進んでいる。さらに諸国との依存度の非対称性が経済的威圧として姿を表し、レアアースなど国民生活に直接影響する範囲にまで及んでいる。そのような中でサプライチェーンの確保、重要インフラの防護や情報保全・サイバーセキュリティの強化、先端技術の国際競争等、これまで安全保障の観点から語られなかった課題が浮き彫りとなっている。故に我が国においても、単に市場原理に任せた経済発展を進めるのみならず、過度な海外依存を抑えることにより、国民生活や社会経済活動の維持に不可欠な基盤を強靭化すること（戦略的自律性）、国際社会全体の産業構造の中で、自国の存在が国際社会にとって不可欠な分野を戦略的に拡大すること（戦略的不可欠性）という経済安全保障の視点の重要性が増している。

我が国では、国家安全保障局における経済班の設置や2021年からの通算8回の経済安全保障推進会議の開催のほか、経済安保推進法に基づく特定重要物資の安定供給や基幹インフラの保護、特定重要技術の適正利用に向けた取り組みが行われてきた。また、内閣府主導のもと、我が国の安全保障に欠かせない技術の研究開発から実用化までを迅速に支援する経済安全保障重要技術育成プログラム（Kプログラム）の設置など、国際競争力の向上に不可欠な技術開発基盤が構築されつつある。また、重要経済安保情報保護活用法の施行により、セキュリティ・クリアランスの制度整備も、未だ実効性が不十分ながら実施されているほか、2022年の国家安全保障戦略における「経済安全保障」の位置付け強化など、経済の強靭化の観点が国家安全保障の中心的な役割を果たすようになりつつある。

経済安全保障は幅広い概念であり、明確な定義は定まっていないが、「わが国の生存、独立、繁栄を経済面から確保すること」と捉えることができる。2022年策定の我が国の「国家安全保障戦略」においても5つの総合的な国力の中で「情報力」「経済力」「技術力」が挙げられている。すなわち我が国との的確な施策によって技術力の向上に資する形での経済成長を遂げ、そのうち安全保障に影響を及ぼす技術情報を適性審査などで適切に保全する、または海外のニーズの変化等に関する情報をつかみ、経済や技術の向上に活用するということである。また、「経済力」の強化に資するのは経済成長のみならず、サプライチェーンの多角化やシーレーン防衛、適切な戦略物資の備蓄などにより、有事の際の経済活動の維持・リスク分散につなげる必要もあり、これらの諸々の施策の組み合わせにより総合的な国力の向上に繋げることができる。

経済安全保障の重要概念の中には「自律性」があるが、それは必ずしも全てを自国で調達するという意味に限らない。1980年代世界の約半数のシェアを占めた「日の丸半導体」が衰退し、現在10%程度であるのは、一つに「メモリからロジックへ」という世界の急速な技術変化、需要変化から取り残されたこと、極端な自前主義に陥ったことにより、水平分業やオープンイノベーションのエコシステムから取り残されたことが大きい。その二の舞を防ぎ、危機管理・成長投資の効果を最大化するためには、「自律性」を自前だけでの「連携先・供給先を主体的に選ぶことができる」という広い意味で捉え、国際共同研究や同志国（先端ファウンドリ）の国内受け入れなども含めた戦略を立て、世界の経済構造の中に我が国を位置付ける必要がある。

ここでもう一方の概念である「不可欠性」が一層重要になる。連携先を主体的に選ぶことができ、一方的な依存を防ぐためには、日本としても強みの物資・技術等を持ち、対外的に普及させていく必要がある。例に挙げた半導体分野でも、ロジック以外ではイメージセンサなど、世界で戦えるプレーヤーが残っている。こうした優位性を持った分野に今後も注力するほか、基礎研究の活性化による新たな分野の掘り起こしや、対外的なニーズとシーズを合致させる綿密なマーケティングなどを通して、相互依存のエコシステムに我が国の存在を囲み合わせることが不可欠である。また国際共同研究の中で、素材面や精密化技術など、たとえ部分的ではあっても重要な貢献をすることは、不可欠性の向上につながる。こうした統合的でアジャイルな経済安全保障戦略は、我が国の企業の「稼ぐ力」を強化するのみならず、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」構想として現れる積極的平和主義への取り組みに貢献することが期待される。

具体的には、2025年12月に定められた「総合経済対策に盛り込むべき重点施策（いわゆる17の戦略分野）」を一つの指標とし、それらの自律性・不可欠性を高めるため、従来の省庁の縦割りを廃した内閣直属の司令塔「経済安全保障戦略局（仮称）」の構築を視野に入れた、国家安全保障局の経済班の強化を行う。その司令塔では、国際連携を常に視野に入れながら、1. 技術のニーズとシーズを把握し、特に不可欠性を高める上でチョークポイントとなる分野等を「育てる」 2. 重要技術等を適性審査強化等により、「守る」 3. 成果物の海外普及・販路拡大の推進及び国際的なルール作成を主導することで、「攻める」ための目標設定・ロードマップを策定・履行し、またそのための人材を育成する。また、国際市場等の需要変化に柔軟に対応できるよう、情報収集や戦略の見直しを定期的に行い、PDCAサイクルを回し、ニーズとシーズが常に循環する戦略になることを重視する。またこうした柔軟性の確保と同時に、息の長い基礎研究を担保すべきという矛盾した難題への対応も必須である。基礎研究こそが10年後のチョークポイント（不可欠性）を生む苗床であるという現状認識から、基礎研究に携わる研究者がリスクをとって活動を続けることができるよう、予算配分に配慮する必要がある。

以上の施策は、「責任ある積極財政」のもとで行われる財政政策や危機管理・成長投資と一体になって行わ

れなければならない。しかし、時としてこうした分野選択を伴った成長戦略は、経済安全保障上の必要範囲を越えた過剰に非効率な投資へと民間を誘導する形になりかねず、健全な市場経済の発展を損ね、結果的に財政を圧迫する恐れもある。したがって重点投資のみならず全産業型の支援も必要であり、ブレケットクリープの解消や賃上げによる可処分所得の拡大を通じた国内市場の底上げを前提としつつ、償却税制や繰越控除・農政での土地集約化促進など、生産性向上の基盤整備や法規制の緩和を同時に拡充する。企業や研究機関等にとって予見可能性の高い先行投資を、政府がリスクを取って行うのは当然であるが、同時に官民の連携における認識の誤謬を最小限とするため、民間が動き出した危機管理・成長投資分野への後追い出資も可能な限り志向するものとする。ただし、海洋資源開発等の極めて公共性が高く、かつ市場原理のみでは立ち上がりにくい基盤的分野については、政府が先行的投資・資源開発権の設定など法整備・各分野での人材育成を主導することで、国家としての戦略的自律性との両立を強く後押しする。また、経済安保戦略局にはスタートアップや技術者、理工学・法制等の有識者を招き入れ、民間視点を取り込むことが不可欠である。この有識者の招聘は、単なる諮問に留まらず、民間市場のダイナミズムを戦略に直接反映させる「産学官共同のインテリジェンス・ハブ」としての機能を企図するものである。

加えて、前述したように経済安全保障に資する技術や物資の確実な確保や、電気・ガス・水道等の基幹インフラの維持には、総合的なインテリジェンス体制の確保、能動的サイバー防御など「守る」視点が極めて重要である。具体的には、内閣情報調査室の「内閣情報局」への引き上げやインテリジェンス法制の整備等、各部局に分散した情報の内閣総理大臣への集約や、セキュリティ・クリアランスの実効性の強化に引き続き取り組む。また、これまでクリアランスの対象となっていた民間保有情報のセキュリティ強化についても検討を進める。なお、これらの施策が結果として民主的統制からの逸脱や過度な人権侵害に当たることのないよう、独立行政委員会等による統制機能の整備といった最大限の配慮を図ることとする。

本戦略は、以上に示した、健全な経済発展と国際連携を考慮した柔軟な形での「戦略的自律性」「戦略的不可欠性」の確保を目指すためのロードマップを具体的に示し、次期の国家安全保障戦略の策定や経済安保推進法の改正にその視点を盛り込むことを視野に入れるものである。よって本戦略は、まず2022年策定「国家安全保障戦略」で示された5つの総合的な国力に「人材育成」の観点も加え、各要素の現状認識と本戦略における位置付けを示す。次に各分野の特性に応じ、1. 自前調達、2. 国際共同、3. 同志国受け入れの3基準を弾力的に適用することを示し、経済安保戦略局による戦略投資や制度面の支援に関して概説を行う。最後に「総合経済対策に盛り込むべき重点施策」で示された各分野や、経済安保推進法での特定重要物資・技術、基幹インフラの経済安全保障上の位置付けや具体的な投資・支援や情報保全のあり方、あるいは政府の役割・研究機関や民間企業に期待する役割について示す。